

(適用拡大による社会保険の新たな加入対象者)

適用拡大によって新たに社会保険に加入する人は、推計で25万人です。その内訳は、パートやアルバイト収入がって5要件を満たす人のうち、20歳以上60歳未満で夫の扶養から社会保険加入に移る人は10万人、それ以外の人が10万人です。そして、20歳未満または60歳以上で5要件を満たす人は5万人となっています。

(適用拡大の5要件に関するQ&A)

適用拡大の5要件

- 1 原則の加入基準による厚生年金の加入者が501人以上の企業などに雇用されている
- 2 週の所定労働時間が20時間以上
- 3 賃金の月額が8.8万円以上
- 4 雇用期間が1年以上見込まれる
- 5 学生ではない

Q 「週の所定労働時間が20時間以上」は、どのように判断されますか？

A 雇用契約書や就業規則で、あらかじめ決められている1週間の労働時間で判断されます。週によって変動する契約の場合には、その平均で判断されます。

Q 「賃金の月額が8.8万円以上」は、どのように判断されますか？

A 労働の対償として支給される月額賃金、次の手当などは含まれません。
 通勤手当、残業手当や休日出勤手当、賞与、結婚祝い金など。
 ただし、社会保険に加入した後は、通勤手当・残業手当・休日出勤手当、賞与も、保険料の対象となります。

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor

適用拡大の流れ

短時間労働者への適用拡大を促進するため、国会には改正法案が提出されています。内容は、500人以下の中小企業も労使合意があれば任意で短時間労働者へ適用拡大が可能となり、地方公共団体は規模にかかわらず適用拡大の対象となります(平成28年6月20日)。

MEMO

いよいよ始まる
パートの適用拡大

平成28年10月から
パート(短時間労働者)に対する
健康保険・厚生年金の適用拡大が始まります。

ねんきん
相談力フェ

答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
恵美(40歳)
パート勤務、
夫の扶養に入っている
(夫は勤務先で健康保険と厚生年金に加入中)

パート勤務の妻が
「夫の社会保険の扶養に入るかどうか」

1. 夫の条件

まず、夫が会社などで健康保険と厚生年金に加入していることが前提条件です。

2. 妻の条件

次に、妻自身が勤め先で社会保険に加入していないこと(「加入基準」を満たしていないこと)が条件です。パートの年収見込み額(通勤手当や時間外手当などを含む)が130万円未満であっても、勤め先で社会保険の加入基準を満たしていると、妻自身が社会保険に加入することが優先されます。

恵美 そうすると、106万円とは何の基準ですか？
先生 106万円は社会保険の新たな加入基準です。今年の10月から、一定規模以上の企業等で働くパートも新たに社会保険の加入対象者となります。

恵美 130万円未満はどうしても扶養に入れないのでしょうか？
先生 所得税の扶養の基準103万円以下と、健康保険と年金の扶養の基準130万円未満どちらも変わりません。

恵美 年収が106万円を超えると、10月から社会保険に入るのでしょうか？
先生 そうですね。その他にも要件がありますが、収入要件は注意が必要です。

恵美 会社の規模によっては、対象とならないパートもいるのですね。
先生 そうですね。その他にも要件がありますが、収入要件は注意が必要です。

恵美 月から社会保険に入るのでしょうか？
先生 106万円には通勤手当や残業代、賞与などは含まれません。また、新規加入基準は年収ではなく「月額8万8000円以上」で、それを年収に換算して106万円と呼んでいるだけなんです。

恵美 年収が106万円を超えると、10月から社会保険に入るのでしょうか？
先生 106万円には通勤手当や残業代、賞与などは含まれません。また、新規加入基準は年収ではなく「月額8万8000円以上」で、それを年収に換算して106万円と呼んでいるだけなんです。

社会保険の加入基準

原則の基準

1週の所定労働時間と1カ月所定労働日数が、正社員の4分の3以上であること。

平成28年10月からの適用拡大

原則の加入基準に基づく社会保険の加入者が501人以上の企業などに雇用されている場合、労働時間と労働日数が正社員の4分の3未満であっても、次の4要件をすべて満たすと社会保険の加入対象となる。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金の月額が8.8万円以上
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれる
- ④ 学生ではない